

1 改正の趣旨

出産育児一時金を、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとする「社会保障審議会医療保険部会」の「議論の整理」を受け、国はこの内容に沿った健康保険法施行令等の一部改正を行ったことから、本市条例に定める出産育児一時金の額についても、この内容に沿って同様に改定するもの

2 主な改正内容

被保険者が出産したとき支給する出産育児一時金の本来支給額を40.8万円から48.8万円に改定するもの

	現 行	改正後
出産育児一時金	408,000円 (産科医療補償制度掛金加算分12,000円)	488,000円 (産科医療補償制度掛金加算分12,000円)

3 出産育児一時金とは

出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、職場の健康保険の被保険者又はその扶養者、国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支払われる制度。

なお、産科医療補償制度は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、重度脳性麻痺になった児と家族に1件当たり3,000万円の補償金を支払う仕組み。分娩機関は掛金を支払っているが、その掛金は事実上、出産育児一時金の加算を通じて医療保険者が負担している。

4 近隣自治体の改正状況

自治体	改正時期	改定内容
上尾市	3月議会	北本市と同様の改正予定
鴻巣市	3月議会	北本市と同様の改正予定
桶川市	3月議会	北本市と同様の改正予定

5 施行期日

令和5年4月1日

議案第 号

(案)

北本市国民健康保険条例の一部改正について

北本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る北本市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

取扱注意

議題(2)協議事項ウ
資料5-3

議案第 号参考資料

(案)

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>